

労働委員会の窓 (10月分)

1 会議関係

- 10月23日 第1185回愛媛県労働委員会総会

「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第12回・第8回調査結果概要について」など6件

2 集団的労使紛争関係

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育、学習 支援事業	H31.2.19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業、 卸売業、小 売業	R元.5.22 [追加申立 R元.8.29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育、学習 支援事業	R元.9.30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	複合サービ ス業	R2.5.20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別の労使紛争関係

- 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	24	37
累計(4月～)	131	204

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、

労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・解雇に納得できない。
- ・パワハラを受けている。など
- ・賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・退職金の折り合いがつかない。
- ・従業員が配置転換に応じない。など

労働委員会は、労働相談＆あっせん等を行なう公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>